

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年2月8日 政策調整会議
開 催 日 時	平成28年2月8日 政策調整会議 午前9時3分から 午前10時50分まで
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	<p>神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、田中会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長 （担当課1）</p> <p>大高下水道課長、榎本同課長補佐兼業務係長、松本同課専門員兼下水道管理係長 （担当課2）</p> <p>益田地域づくり支援課長、堀川同課主幹兼課長補佐、西内同課地域づくり支援係長、同課同係稲倉主事 （担当課3）</p> <p>林福祉課長、岩城同課主幹権課長補佐、有馬同課長補佐兼地域福祉係長 （事務局）</p> <p>佐藤政策企画課長、関口同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係芦原主任</p>
会 議 内 容	<p>1 朝霞市公共下水道事業区域外流入に関する受益者分担金条例（案）について</p> <p>2 第3次朝霞市防犯推進計画（案）について</p> <p>3 第3期朝霞市地域福祉計画（案）について</p>
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市公共下水道事業区域外流入に関する受益者分担金条例制定の経緯及び概要 ・朝霞市公共下水道事業区域外流入に関する受益者分担金条例 ・朝霞市公共下水道事業区域外流入に関する受益者分担金条例施行規則（案） ・第3次朝霞市防犯推進計画（案）の概要 ・第3次朝霞市防犯推進計画（案） ・第3期朝霞市地域福祉計画（案）概要版 ・第3期朝霞市地域福祉計画（案）

<p style="text-align: center;">会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
<p style="text-align: center;">そ の 他 の 必 要 事 項</p>		

【議題】

- 1 朝霞市公共下水道事業区域外流入に関する受益者分担金条例（案）について

【説明】

（担当課 1：榎本）

条例の概要について説明する。

公共下水道は市街化区域を対象に整備をしていくが、市街化区域と市街化調整区域の境界に整備された下水管について、市街化調整区域側に居住する方より下水道への接続希望がある場合、申請により区域外流入を許可している。この際、当該土地の所有者等から徴収するものが今回の「区域外流入受益者分担金」である。

次に、条例を制定する目的であるが、これまで分担金の徴収については「公共下水道区域外流入事務取扱要綱」（昭和60年）に基づき、対応してきたところである。

しかし、区域外流入に係る分担金は、地方自治法第224条の分担金に該当し、また、同じく地方自治法第228条において、「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」とされていることから、今回、要綱による運用から条例による運用に改め、徴収根拠の明確化等を図るものである。

次に、条例の概要について説明する。条例は全9条からなっており、第1条が「分担金の徴収の趣旨」、第2条が「用語の定義」、第3条が「分担金の賦課及び徴収」、第4条が「分担金の額」1平米あたり1,550円である。第5条は「分担金の徴収方法」納付は原則として一括納付としている。第6条が、「分担金の徴収猶予」、第7条が「分担金の減免」主に公共団体が使用する場合で、受益者負担金条例と同様のものとなっている。第8条が「延滞金と金額の端数処理」、最後に第9条が細目的事項の「規則への委任」を規定している。

また、施行期日は、平成28年4月1日を予定しており、この日以降に区域外流入の許可があったものから対象とすることとしている。

なお、分担金の額等、基本的な部分については、これまでの要綱による徴収の内容を継承するものとなっている。

最後に近隣市の状況だが、荒川右岸10市3町で申し上げると、要綱での運用が朝霞、入間、ふじみ野、富士見の4市、条例を整備しているところが、川越、所沢、新座、狭山、三芳、川島、吉見の7団体、その他、志木市は区域外流入を認めていないため規定なし、また、和光市は終末処理場があるため、迷惑料をもらっていたという経緯があり、そもそも市民に負担金を課していない状況である。

概要の説明は以上である。

【意見等】

（島村生涯学習部長）

分担金を1, 550円に設定している根拠を教えてください。

(担当課1：大高)

旧暫定逆線引き地区の污水管整備費から国庫補助金を除いた市の持ち出し分となる整備費用に、過去に整備した幹線整備費を暫定調整区域の面積で按分して算出した事業費を加えた額を、旧暫定逆線引き地区の面積で割った1平米あたりの工事費が分担金の1, 550円となっている。

(神田市長公室長)

一般的に見て高いのか、安いのか。

(担当課1：大高)

荒川流域の10市町では一番高い金額となっている。新座市は1, 200円、川越市が690円、所沢市1030円、入間市が925円、ふじみ野市が740円、富士見市が510円、三芳町が400円、川島町が670円、吉見町が650円である。

(島村生涯学習部長)

計算式は市で設定できるものなのか。

(担当課1：大高)

分担金ではなく、受益者負担金の計算式は設定できる。国の通達で整備に係る費用の3分の1から5分の1が妥当だとされているが、市では住民の負担軽減として5分の1を採用し310円と設定している。他市は多くは3分の1を採用している。

分担金に関しては、1, 550円を採用している。

(田中会計管理者)

根拠を明確にしておく必要がある。

(神田市長公室長)

整備が進んでコストが投下されているから高いのか、整備率が高い地区だから高くなるのか、他の外的要因があるのかどうか整理しておく必要がある。

(担当課1：大高)

過去の受益者負担金は安価で、工事費についても安価な時代に整備した単価である。310円、1, 550円については、直近の工事費を元に積算しているので、他の自治体と比べて割高になっていることが理由のひとつと考えられる。

(神田市長公室長)

条例の基となる要綱を整備したのはいつか。

(担当課1：大高)

昭和60年である。その後、平成23年と26年に改正し、現在の金額と設定した。

(内田市民環境部長)

1, 550円は区域外の金額だが、区域内の金額はいくらか。

(担当課1：大高)

1平米あたり、310円である。

(澤田都市建設部長)

市街化区域については、都市計画税を納めていただいている。本来、都市計画税を納めていない方々が、ある程度 of 分担金を支払って下水道を繋ぐことを認めているという

性質がある。

(藪塚健康づくり部長)

要綱には区域外の定義として「都市計画法の市街化区域」とされていた部分が、「公共下水道計画の区域外」と変更しているが同じものを指しているのか。

要綱には申請許可に関する条項があったが、今回、許可はあるが申請に関する条項がない。取扱いについて伺いたい。

(担当課1：松本)

対象区域について、「受益者負担金条例の負担区として定められた区域以外」としていたが、利用者にとって分かりやすいよう「公共下水道事業計画の区域外」とした。両者は同じである。

区域外流入の手続きは、下水道法の第24条に基づき朝霞市下水道条例の第20条に規定している。この20条に基づき区域外流入の許可を行っているので、今回の分担金については記載しない判断をした。

(木村議会事務局長)

第7条の減免の規定について確認したい。2項3号について、「公共の用に供することを予定している土地」とあるが、1項の「公用に供している土地」は同じ減免率であるので、まとめることはできないのか。

(担当課1：大高)

1項は徴収しない規定で、2項3号は減免の規定であるため、まとめることはできない。

(神田市長公室長)

「公共の用」と「公用に供する」に使い分けている意味は。

(担当課1：松本)

「公共」は都市計画法上の定めがある。例えば、道路、公園のほか下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設を指す。「公用」とは、庁舎など不特定多数が使用するものである。

(澤田都市建設部長)

公用と公共用には重みに違いがある。都市公園など、広く一般の方に用いられる公共用の方がより公共性が高いとして、重きが置かれている。

(佐藤水道部長)

資料番号1の2ページ、3分担金の減免(第6条)は(第7条)の誤りなので訂正いただきたい。

【結果】

一部内容を修正の上、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 第3次朝霞市防犯推進計画（案）について

【説明】

(担当課3：益田)

はじめに、朝霞市防犯推進計画は、朝霞市防犯推進条例第9条において、「市は、防犯に関する施策を計画的に推進するための計画を策定するものとする」とされ、これに基づき、策定をするものである。また、この計画は、第1次計画が平成18年度から平成22年度まで、第2次計画が、平成23年度から平成27年度までとされているため、平成28年度からの計画として、第3次計画を策定するものである。

次に、本計画の概要について説明する。

本計画の構成は、「第1 計画策定の趣旨」、「第2 計画の基本方針と目標」、「第3 計画の性格」、「第4 計画の内容」の4項目で構成されている。これに、5として、参考資料を加えたものとなっている。

「第1 計画策定の趣旨」であるが、この項目では、「1 計画策定の趣旨」、「2 市民意識調査にみる施策満足度・重要度」、「3 本市の犯罪情勢とその背景」の3点に言及をしている。

はじめに、「1 計画策定の趣旨」だが、本計画及びその実施計画に基づき防犯に関する施策を推進した結果、犯罪の発生は減少傾向にある。しかしながら、高齢者を狙った振り込め詐欺などは、その手口をますます複雑巧妙化させ、件数、被害金額ともに増加の傾向にある。また、子どもに対する声掛け事案や不審者の出没などの犯罪の前兆行為も全体の件数から見ると少ないが、依然として発生をしており、安全で安心なまちづくりを推進するためには、引き続き、市、市民、事業者、土地建物所有者や警察等の関係団体等が一体となり、防犯に関する活動を強力に展開していくことが必要であるとし、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりをより一層推進するため、平成28年度から32年度までを計画期間とする本計画を策定するものである。

続きまして、「2 市民意識調査にみる施策満足度・重要度」であるが、平成26年2月の市民意識調査では、「生活（防犯、消費生活等）」の満足度は全32項目中第6位、重要度は第12位であり、市民の要望に応えるためにも、引続き防犯施策を推進としたものである。

続きまして、「3 本市の犯罪情勢とその背景」だが、本市の刑法犯認知件数は、平成22年には、1,691件であったものが、平成26年には1,385件となっており、また、人口1,000人当たりの発生件数では、13.09件から10.47件へと減少傾向にある。これは、本計画に基づき、市、市民、事業者、警察など、関係機関との連携により、各種防犯施策に取り組んだことが、少なからず影響しているものと考えられる。しかしながら、その一方で、振り込め詐欺など的高齢者を狙った犯罪や、子どもを狙った声掛け事案、不審者の出没などの犯罪前兆行為が増加傾向にあり、引き続き、取組が必要であるとしたものである。

次に、第2「計画の基本方針と目標」であるが、この項目では、「1 犯罪を起こさせにくい地域環境づくりの推進」、「2 推進体制の整備」、「3 数値目標の設定」の3項目を掲げている。

はじめに、「1 犯罪を起こさせにくい地域環境づくりの推進」だが、安全で安心なまちを築いていくために、犯罪件数の大部分を占める該当犯罪や侵入盗などのほか、高齢者を狙った振り込め詐欺、子どもに対する声掛け事案や不審者の出没等の犯罪前兆行為、犯罪の温床となるおそれのある管理不全な空き家等の増加等を防止するためには、地域が一体となって活動することが必要である。そのために、犯罪を行おうとする者を地域に入り込みにくくさせる「領域性」、犯罪を思い止まらせる「監視性」、犯罪に対する抵抗力を強化する「抵抗性」をそれぞれ高めて、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを推進することとしている。

続きまして、「2 推進体制の整備」であるが、市、市民、事業者、土地建物所有者及び警察やその他関係団体がお互いに連携し、一体となって防犯に関する施策を総合的かつ計画的に実施する推進体制を整備することとしており、具体的には、朝霞市防犯推進条例第11条に基づき、朝霞市防犯推進計画会議において、本計画の策定及び計画の進捗状況等の検証を行うこととしている。

続きまして、「3 数値目標の設定」であるが、本計画に基づき実施する予定の事業をまとめた「第3次朝霞市防犯推進計画実施計画」において、年度ごとに目標数値を設定することとした。また、この目標は、計画期間中であっても、社会情勢等の変化により必要が生じた場合は、適宜、見直すこととした。

次に、「第3 計画の性格」だが、ここでは、本計画は、防犯に関する施策の大綱を定めたものであること、また、計画期間を平成28年度から平成32年度までの5年間とし、さらに、本計画に基づき実施する予定の事業をまとめた実施計画を、別途、策定することとした。

次に、「第4 計画の内容」だが、ここでは、「1 市の取組」、「2 市民の取組」、「3 事業者等の取組」について、言及をしている。

はじめに、「1 市の取組」だが、(1) 広報その他の啓発による防犯意識の高揚、(2) 防犯に関する自主的な活動を推進するための支援、(3) 都市環境の整備による安全な地域社会の構築、(4) 学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保、(5) パトロールの実施、(6) 推進体制の整備、の6項目に取り組むこととし、また、各項目に位置付けられた取組内容が、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりにおける、領域性、監視性、抵抗性のどの部分を高めるための取組なのかについて記載をしている。

続きまして、「2 市民の取組」であるが、(1) 防犯に関する意識の高揚、(2) 自主的な防犯活動の2項目に取り組むこととしている。内容としては、日頃から防犯意識を持って行動することが必要であり、自分たちの安全は自分たちで守るという認識を持ち、市民一人ひとりが防犯に関する意識を高めていくことが大切であるとしている。また、高齢者などを狙った振り込め詐欺が依然として増加し、その手口も巧妙化、複雑化している現状を踏まえ、高齢者やその家族に対し、犯罪予防知識の向上を図ることとしている。

続きまして、「3事業者等の取組」であるが、(1)防犯に関する意識の高揚、(2)地域における防犯活動の推進と事業活動における防犯対策に取り組むこととしている。これは、事業者においては、従業員も含めて地域の一員であるとの認識に立ち、防犯に関する意識を高め、自らの事業活動における防犯対策に取り組むとともに、住民活動への積極的な参加や市との協働について取り組むこととしている。

最後になるが、参考資料としては、「第3次朝霞市防犯推進計画(案)」の22ページ以降になるが、朝霞市防犯推進条例、朝霞市防犯推進計画会議委員名簿、朝霞市防犯推進庁内連絡会議設置要綱、本計画の策定経過を掲載している。

補足の説明となるが、朝霞市防犯推進計画会議だが、市が関係する団体から推薦された者11名、関係行政機関の職員2名、及び公募市民2名の合計15名により構成され、本計画の策定に向け、計画の素案、原案及び計画案の内容等の検討のため、会議を3回行った。

また、庁内の関係13課の課長補佐級職員により構成された「朝霞市防犯推進庁内連絡会議」を3回開催し、防犯推進計画会議へ提出する内容等について検討を行った。

このほか、パブリックコメントだが、平成27年9月18日から10月19日までの1ヶ月間実施し、1件の意見をいただいた。また、職員コメントは4件の意見をいただいた。

以上が、第3次朝霞市防犯推進計画案の概要についての説明である。

【意見等】

(澤田都市建設部長)

資料2の10ページに数値目標について「別途策定する『第3次朝霞市防犯推進計画実施計画』において年度ごとに設定し」とあるが、検討状況について伺いたい。

また、年度ごとに設定するとあるが、実施計画を策定する際に5年分を設定するのか、毎年度定めていくのか。

さらに、14ページの「空き家」と「あき地」について、漢字とひらがなの使い分けを伺いたい。

同じく14ページに⑤自転車対策として自転車対策に特化した項目があるが、犯罪認知件数において自転車盗が半分を超えているからということか。

(担当課2：西内)

実施計画については、平成28年度の初めに各関係課から実施計画の事業を募り、策定する予定である。

数値目標は、目標年次32年度の数値目標と現状の数値、3年毎の目標値をとりまとめて掲載する予定である。

「空き家」は法律及び条例で漢字としているためである。「あき地」のひらがなについては、あき地に関する条例でひらがなであるためである。

自転車対策については、自転車盗が犯罪件数で最多であるため、このように位置付けたものである。

(澤田都市建設部長)

目標値だが、年度ごとに設定するとの意味は。

(担当課 2 : 西内)

総合計画の実施計画のように各年度毎に数値目標を設定し、毎年、目標を達成しているか否か検証していく予定である。

(担当課 2 : 益田)

補足であるが、第2次の計画では、人口1,000人あたりの刑法犯認知件数として、平成21年度には14.0件だったものを平成27年には11.2件に減らすとしていた。刑法犯認知件数は、犯罪になる以前の声掛け事案などの前兆行為などは含まれない数字であり、見直す必要があるとして、第3次朝霞市防犯推進計画においてはより活用しやすい目標を定めることとして、実施計画に定めるとしたものである。

(薮塚健康づくり部長)

刑法犯認知件数の記載だが、総合計画での位置付けとしては、平成32年の目標値と平成37年の目標値は推進計画に盛り込むとしているが、整合性はどうか。

また、副題については議論がされたのか。

1ページの経緯の中で、この5年間で暴力団排除条例などが制定されたことについての記載がないが必要ないか。

11ページの中で、総合計画の位置付けや県の防犯の計画の位置付けなどの記載は必要ないのか。

15ページの防犯カメラについては、学校の防犯カメラを推進するとの記載だが、検討された結果ということによろしいか。

(担当課 2 : 堀川)

総合計画の目標値、刑法犯認知件数については、数値で記載するように変更の依頼をしている。

(担当課 2 : 西内)

副題については、会議や庁内連絡会でも特段の議論はなかった。暴力団排除の関係になると、計画の中での文言はないが、犯罪に係わることとして実施計画の中で定めていく必要があると考える。

県の計画や総合計画との関連については、他の計画との関連性は記載していない。

防犯カメラについては、学校への設置のほか、自治会・町内会の防犯カメラの設置については、13ページの(2)①の3点目に取組として記載しており、平成28年度から実施予定としている。

(薮塚健康づくり部長)

上位計画との整合は図る必要がある。

学校への防犯カメラ設置については、推進でよいのか。10ページの推進体制について、空き家の管理は土地所有者が行うものではないのか。

(担当課 2 : 西内)

学校施設の監視性を高める意味で、さらに進めていくものである。

(嶋学校教育部長)

学校について、はすでに4台設置しているが古い学校については5台体制に切り替え

た。新しい学校には、10数台設置している。

(担当課2：益田)

平成27年度に取りまとめた実施計画では、防犯カメラ等の防犯機器配備の推進とし、数値目標については維持管理という位置付けをしている。今後においても同様に実施計画に位置付けたい。

(藪塚健康づくり部長)

通学路の関係も含めて推進なのかどうか、伺いたい。

(担当課2：益田)

通学路は広範囲に渡り、計画には位置付けてはいない。ただし、町内会・自治会の防犯カメラについては、補助金の支出として支援することとしている。通学路のカメラと町内会の設置する地域のカメラの調整を図っていく必要性を感じている。

(神田市長公室長)

15ページの「①防犯管理体制の整備」に「学校施設の」という文言を入れることによって、「④通学路の安全対策」に対応させてはいかがか。検討してほしい。

(鳴学校教育部長)

同じく15ページの「(4)学校等の防犯対策」の「等」はどの範囲を指すのか。

(担当課2：西内)

この等は学校内外、保育園、幼稚園を含めたものである。

(木村議会事務局長)

16ページの(6)「警察やその他の関係団体」「警察やその他関係機関の連携」とあるが、同じものを指すのであれば表現を統一する必要があるのではないか。

(担当課2：西内)

指摘のとおりなので、文言を精査の上どちらかに統一する。

(三田福祉部長)

12ページの4計画の内容に、「市、市民、事業者及び土地建物所有者等」とあるが、20ページの一覧表では、「1市の取組、2市民の取組、3事業者等の取組」と区分されている。表現の統一が必要ではないか。

また、事業者等の取組に土地建物所有者としての取組の表記がないが、いかがか。

(神田市長公室長)

土地建物を所有する市民、土地建物を所有する事業者がいる。

(担当課2：益田)

土地建物所有者を前面に出してしまったことでこのような表記になっているので、表記を市民(土地建物所有者を含む)のように、再度検討のうえで改めたい。

(内田監査事務局長)

防犯推進条例の表記も踏まえて、検討していただきたい。

(重岡危機管理監)

第2次防犯推進計画との違いは。

(担当課2：西内)

数値目標を実施計画で定めることとしている点、振り込め詐欺など犯罪の手口が複雑

化巧妙化していることを踏まえた点、子どもへの声掛け事案など犯罪につながるような前兆行為を未然に防ぐ必要性を踏まえた点、空き家の適正管理の促進に関して法律や条例の施行に伴い第3次の計画にも位置付けた点の4つが2次との違いである。

(島村生涯学習部長)

2ページの3本市の犯罪情勢とその背景として説明書きがあるが、3ページのグラフを見ると平成25年度までは刑法犯認知件数が減少しているが、平成26年度には増加している。資料1概要の1ページでは、平成22年度と平成26年度を比較して、全て減少として記載しているが、平成25年度と比較して振り込め詐欺等で増加した旨は記載しないのか。背景と考察を入れることについて、検討してほしい。

(澤田都市建設部長)

資料2の1ページで、2市民意識調査にみる施策満足度・重要度のなかで全32項目のうち「生活（防犯、消費生活等）」が第6位、重要度については第12位となっている表記があるが、良い評価なのかどうか、説明を加える必要がある。

(神田市長公室長)

防犯に関連する条例、暴排条例や空き家条例という市の取組が記載されていない。補助金や協議会の名称は記載されており、その点のバランスを考える必要がある。

消費生活に関する、振り込め詐欺や消費者相談に関する取組が見えてこない。

(担当課2：堀川)

第3次防犯推進計画は第2次をモデルとして作成したものであるが、その間に空き家条例など新たに制定された条例や消費者相談などの取組があるので、その点についても記載するよう検討する。

(薮塚健康づくり部長)

11ページの第3章計画の性格で、計画期間の途中であっても、社会情勢等の変化によっては適宜見直すこととするとの記載がある。これは、計画の性格ではなく、1計画の期間に但し書として入れるのではないか。

(担当課2：西内)

期間自体を変更するものではなく、内容を見直すことを想定して計画の性格に入れた。

【結果】

一部修正の上、庁議に諮ることとする。

【議題】

3 第3期朝霞市地域福祉計画（案）について

【説明】

(担当課3：林)

「第3期朝霞市地域福祉計画（案）」について、説明する。

第2期朝霞市地域福祉計画の計画期間が本年度をもって終了することから、平成28

年度から32年度までの5か年を計画期間とする第3期朝霞市地域福祉計画を検討してきた。この度、朝霞市地域福祉計画策定委員会等において審議し、計画の策定が終了し、計画書（案）の提出が行われたところである。この案について、説明する。

なお、策定にあたっては、18歳以上の市民、小学校4年生以上18歳未満の市民、地域で活動する団体、福祉関係の専門職の方などにアンケートを実施し、地域福祉における課題などを把握するとともに、パブリックコメント1件、職員コメント25件の意見をいただき、朝霞市地域福祉計画進行管理委員会の意見も伺いながら、朝霞市地域福祉計画策定委員会等において、審議し検討を重ね、この度の計画書（案）の提出に至ったものである。

それでは、計画冊子について説明する。

表紙をめくった、1枚目が市長の挨拶である。

次に目次が続いている。

今回の第3期地域福祉計画は、全5章による構成となっている。

第1章で計画の基本的な考え方、第2章で統計やアンケートから見る市の現状、第3章で基本理念と基本目標、第4章で目標ごとの内容、第5章で計画の推進について述べている。

第1章総論では、計画策定の背景や地域福祉についての説明、計画の概要や社会福祉協議会との連携についての記述となる。今回の策定のポイントとしては、朝霞市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との連携を重視している点である。

また、第2期朝霞市地域福祉計画進行管理委員会での審議の内容や中間報告書について触れ、第3期計画への引継ぎを行っている。

なお、第3期朝霞市地域福祉計画では、新たに盛り込むべき事項が3点ある。一つ目が「地域包括ケアシステム」、二つ目が「避難行動要支援者名簿」、三つ目が「生活困窮者自立支援法に基づく支援」となっている。

次に12ページ、コラムとして、平成25年度から実施しております「地域福祉講演会」についての記述をしている。

また、このあとにもコラムとして、団体の活動事例などを紹介している。

次に、第2章として、市の現状と課題について示している。統計から見る市の状況として、人口や地域で支援を必要とする人の状況、地域の状況などを記述している。

次に、23ページからはアンケート・ヒアリング調査に見る市の現状を記載している。

こちらでは、市民の近所付き合いや地域での課題、地域活動などにつきまして、29ページまで記述し、30ページからは福祉専門職への記述形式のアンケートをもとに、専門職の立場から見た課題についてまとめている。33ページからは、市内の地域団体へのアンケートに、回答いただいた団体を対象に、ヒアリングを実施した結果を元に、活動を行う上で困っていることや現在の活動状況などについて記述している。

次に、37ページからは、朝霞市社会福祉協議会が主体となって実施した地域懇談会についての記述となる。

こちらでは、市民を対象に、生活の中で感じていることや地域の課題を把握するとともに、それらに対する解決策や方向性について意見を伺った内容を記載している。

次に39ページであるが、ここでは14ページから38ページまでの市の現状や課題を踏まえ、整理したものを記述している。

こちらで挙げた分類が、基本目標や施策の方向性につながるという構成となっている。

次に第3章として、市の基本理念と、計画の基本目標を記載している。本来は、計画の基本理念とするものとなるが、地域福祉の特性上、市だけでなく、市民、地域とともに進めていくこととなるので、同時期に作成する朝霞市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と同じ方向を目指して地域福祉を推進していくことから、市の基本理念としていっているところである。

また、こちらの基本理念については、「地域福祉活動計画」の基本理念と共通のものとしている。

次に49ページでは、3つの基本目標を設定している。

こちらについても、社会福祉協議会と共通の目標としている。また、前章の課題で整理した項目と一致するものとしている。

また、51ページでは、施策の体系について示し、52ページでは、54ページ以降の、第4章施策の展開のページの構成とその見方を説明している。

次に第4章として、施策の方向性ごとに見開きのページとしている。

それぞれの施策の方向性については、構成を、「現状と課題」から始まり、「施策の目指す姿」、「取り組みの方向性」、「市民一人ひとりの取り組み」、「地域での取り組み」、「市や関係機関による取り組み」としており、取り組み内容について例示する形での記述となっている。

一例として施策の方向性1「支え合い・助け合いの意識の醸成」について説明する。

この施策の現状は、地域福祉の基本は思いやりであり、助け合いの意識が重要で、東日本大震災などの災害を契機に、地域における絆の重要性が再認識されていると整理し、課題としては、日頃のあいさつの実践や、福祉を学ぶ機会の提供の充実、支え合い・助け合いの心づくりと仕組みづくりの推進が求められているとしております。

この現状と課題に基づき、施策の目指す姿として、「・気軽に隣近所の人とあいさつを交わし、身近な支え合い、助け合いができる地域を目指します。」などと記載している。

続く、取り組みの方向性においては、市民一人ひとりの取組として、「毎日あいさつができるような身近な知り合いをつくる。」など、地域での取り組みとして、「ゴミの分別やゴミ出しに困っている人がいたら、近所で声をかけ合うなどして、手助けをする。」など、市や関係機関の取り組みとして、「障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすために、どのようなことに配慮し、手助けをすればよいか、理解に向けた勉強会・交流会を開催する。」など、それぞれについての例示を記述しているものである。

次に、第5章として、地域福祉計画の推進に向けての方向性や取組などを記述している。

また、資料編として、92ページ以降から104ページまで、策定経過、策定体制、用語解説などを示している。

説明は以上である。

【意見等】

(木村議会事務局長)

地域福祉計画（案）のはじめにの、2段落目の4行目と5行目に「改めて」が重複している。あわせて、下から5行目、策定委員会の各委員の皆様とあるが、各委員と皆様は意味として重複するので、「各」は不要である。

社会福祉協議会の策定した「第3期朝霞市地域福祉活動計画」の記載があるが、こちらの計画についてはどこで入手することはできるか。

16ページの②ひとり親家庭であるが、平成27年がないのは、国勢調査の関係か。

21ページ3地域の状況の自治会・町内会加入世帯と加入率の推移であるが、平成27年がないのは理由があるのか。

(担当課3：林)

はじめにの市長あいさつについては、「各」については修正する。

「第3期朝霞市地域福祉活動計画」については、社会福祉協議会のホームページ上で掲載される。

16ページの②ひとり親家庭データに平成27年がないのは、まだ国勢調査の結果が公表されていないことによる。

(佐藤水道部長)

加入率については、平成27年のデータは年度が終了し補助金の交付がされないと率が出ない。

(澤田都市建設部長)

71ページに都市基盤に関する取組が記載されているが、福祉部からの申し入れ等があると考えるか。今後、福祉部の考え方や、都市基盤に関して配慮する点などについて、教えていただきたい。

市や関係機関による取り組みの中に、「自転車駐輪場」は「自転車駐車場」が正式名称である。

(担当課3：林)

第5次総合計画を念頭において、分野を跨いで施策を推進していく必要がある。都市建設の分野とも連携して進めていく考えである。

(澤田都市建設部長)

もう一点、66ページの現状と課題に、道路照明灯・防犯灯の設置についての記載があるが、取り組みの中にはそれに対応する取組がないかいかか。

(三田福祉部長)

計画策定に当たって、検討委員会を開催してきたが、現状と課題については市民の生の声をまとめたものとし、方向性は例示として示したものである。全てを対応させたものではない。

(澤田都市建設部長)

現状と課題には繰り返し道路照明灯・防犯灯の必要性が出てくるので、取組として記載しなくて良いのか伺ったものである。

(三田福祉部長)

各取り組みの記載であるが、取り組みの方向性であって、具体的なものではない。
(澤田都市建設部長)

課題がかなり具体的であるので、方向性がそれに対応していないことが気になるが。
(三田福祉部長)

地域福祉計画は実施計画を作らないので、具体的な取組ではなく、全体的な方向性を
定めて施策を推進していく性質のものである。
(内田市民環境部長)

4 ページなど本文では市社会福祉協議会と記載されているが、5 ページの図には朝霞
市社会福祉協議会と記載されているので統一が必要ではないか。

5 ページの計画期間について、第4次の計画期間も記載されているが、23 ページ以
降のアンケート調査結果であるが、標本数についての説明がない。

(担当課3：林)

社会福祉協議会の記載については、朝霞市社会福祉協議会（以下、市社会福祉協議会）
とするよう改める。

計画期間については、第3次以降も継続していく考えで記載したものである。

統計のデータについては、記載について見直しをする。

【結果】

一部修正の上、庁議に諮ることとする。

【閉会】